

## 特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター

### 役員の報酬等並びに費用に関する規程

#### ( 目的 )

第1条 この規程は、特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター（以下「当法人」という。）の定款第 17 条に基づき、役員の報酬等及び役員の費用に関し必要な事項を定める。

#### ( 定義等 )

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 12 条及び 13 条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

#### ( 報酬等の支給 )

第3条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することができる。

2. 前項の報酬は、別表に定める金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
3. 報酬は、年間報酬額の 12 分の 1 を毎月末日に、その全額を本人申請に基づく銀行口座に振り込みにより支給する。ただし、税金、保険料等、法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。

#### ( 費用 )

第4条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

#### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、特定非営利活動促進法第54条に定める報酬の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付則 この規程は、令和7年3月1日から施行する。

(別表) 常勤役員の年間報酬額 年間500万円までの範囲内